

医政医発 1018 第 4 号
医政歯発 1018 第 2 号
薬生総発 1018 第 2 号
平成 30 年 10 月 18 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医政局
医 事 課 長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局
歯 科 保 健 課 長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局
総 務 課 長
(公 印 省 略)

平成 30 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出を実施することとしております。

休業中の方も含め、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、薬局、大学、研究機関等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師に対してはこれらの施設を通じて配布することとしております。

記

- 1 届出義務のある者 日本国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師（休業中を含む）
- 2 届出事項 平成 30 年 12 月 31 日現在の別紙各届出票に係る事項
- 3 届出先 住所地の保健所又は従業地の保健所
- 4 届出の期限 平成 31 年 1 月 15 日